

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和2年 2月 20日

事業所名 たにやま たんぼぼ

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		利用児の実態、活動内容に応じて、パーティション等で仕切られた空間や、プレイルームを使用する等している。	
	2 職員の配置数は適切である	△		療育内容や利用児の状況に応じ、個々に合った職員体制を作っている。	障害者総合支援福祉法に基づき職員を配置しているが、より効果的な指導を行う為に、増員を検討する。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		指導訓練室に段差はない。トイレは踏み台等を置く等し年齢に応じて配慮している。	利用児の年齢や状態に応じて、職員が見守りを行ったり、手を繋いで誘導したりと配慮する。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		朝夕方掃除・安全確認を行っている。異常があった場合は、すぐに学園側に報告し対応している。	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		指導後や職員会議の中で、現状と目標を検討し、改善に努めている。	
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		要求があり次第、早急に面談を行い、改善に努めている。	
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		定期的に自己評価の結果を公開している。	
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		第三者評価の実施できる体制を整え、日々のサービス提供、業務改善へとつなげていく。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		事業所内でも定期的に研修を行い、知識や技術の向上に努めている。	外部研修で学んだ事を、職員間で共有し職員の資質向上につなげていく。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		相談支援専門員との情報交換、共有を図り、利用児の状態、保護者の意見等を通し、得られたニーズに沿った支援計画の作成に努めている。	利用児の状態や年齢に応じ、必要な支援・目標を設定し今後を見据えた支援していく。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		行動観察によるアセスメントツールを使い、状態を把握している。	
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		児童発達支援計画検討会議では、児童発達管理責任者を中心として、児童発達支援ガイドラインに示してある項目を確認しながら、利用児にあった支援計画を共有している。	児童発達支援ガイドラインの内容については、不十分な部分を感じることもあるが、職員間で共有しながら理解を深めていく必要がある。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		利用児一人ひとりの支援計画に基づき、職員、ご家族での共通理解を図り、支援を行っていくよう努めている。	
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		担任や担当を決めず、チームで利用児を把握し、支援計画を作っている。	
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		目標を設定した中で、担任や担当を決めず、様々な指導を行う事で、マンネリ化しないようにしている。	
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		利用児の実態に応じて個別療育・小集団療育を組み合わせで行っている。	
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		職員同士で、担当すべき内容を決め、適切な指導ができるようにしている。	利用児の状態に合わせて、支援内容を検討し、個別や集団指導を行うようにする。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		終了後、利用児の状態や支援内容の確認・報告を職員間で行い、次の指導に必要な点の打ち合わせを行う。	利用児の状態を職員間で情報共有し、個々にあった教材の選択や活動につなげていく。
19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		支援内容、状態等の記録は徹底して行っている。	日々の記録を詳細に記述する事で、職員が個々の実態を把握し、また支援記録を基に児童発達支援計画検討会議での資料として活用し、適宜、児童発達支援計画の検証、改善のできる体制を継続していく。	

	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		保護者との情報交換を行い、今後の支援に必要な内容を検討している。	必要に応じて、家庭だけでなく、他事業所とも連携を取るようにする。	
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		利用児の状態や今後の支援内容を把握できている者が参加している。		
	22	母子保健や子ども子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている		○		電話や文章だけでなく、研修等にも参加をしながら、密に情報を共有できるようにする。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている					
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている					
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		幼稚園内に併設されているので、幼稚園教諭等と常に連携をとれる体制にある。	保育所等にも電話での連絡や訪問、また送迎の際に利用児の様子等を伝え、情報共有と相互理解できるよう努めている。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	△		幼保連絡会への参加や、移行支援シートを活用している。必要に応じて、連絡を取り合うことのできる体制をとっている。	連絡会等に参加し情報提供を行っているが、情報が十分に活用されているか把握しきれない部分がある。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	△			指導日数や人数を調整し、研修に参加できるようにする。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○			それぞれ通園している保育園や幼稚園で交流はあるが、事業所としての交流や活動は行っていない。通園経験のない利用児を必要に応じて、学園とご家族に相談し園児と交流する機会を設けることもある。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども子育て会議等へ積極的に参加している		○		協議会や子ども部会等に事業所としての参加ができるように、情報収集を行っている。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○			指導後に、課題や家庭での支援ポイントを伝え、一体となった指導ができるようにしている。	
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		家庭内での支援ポイントや今後の見通し等を話している。	保護者(ご家族)に対し、ペアレントトレーニングの研修案内などの配布等を行っている。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○			利用契約時、契約書、重要事項説明書の説明を行っている。また、変更があった場合は文書にてお伝えしている。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			児童発達支援計画をお渡しする際、「児童発達支援ガイドライン」を必ずお渡ししている。また、児童発達支援計画はガイドライン項目も記載されている。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○			面談だけでなく、メールや電話を利用しながら瞬間的に対応できるようにしている。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		○		保護者同士が交流できる部屋はあるが、利用児の実態などそれぞれ異なる部分もある為、積極的な開催は行われていない。	保護者同士が交流できる部屋はあるが、利用児の実態などそれぞれ異なる部分もある為、積極的な開催は行われていない。必要に応じて、保護者同士が情報を共有できる場を設けるようにする。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○			相談・苦情受付窓口や担当者を掲示している。それぞれの対応についてはマニュアルを整備し、職員間の共通理解を図りながら対応している。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	△				個別療育が主体のため活動概要等は記載していない。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○			プライバシーの配慮等、職員への周知徹底や、保護者に対しても契約書に記載している。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○			視覚的アプローチによる支援を行う等、利用児にあった支援を行っている。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	△			事業所としての地域との交流はないが、隣接している園行事に沿って、地域交流に参加している。	

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各種マニュアルを整備し、職員への周知を図っている。	学園の対応に沿っている。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		年に数回、園と避難訓練を行っている。	園外の利用児に対しては、事前に避難訓練を行う旨をお伝えしていくようにし、利用児の反応等訓練後お伝えするようにする。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		面談や利用計画書で確認はしている。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○			保護者からの聞き取りで確認し、職員共有をしているのみで医師の指示書の提出は求めている。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		記入用紙は作成し設置してある。また、通所記録用紙にも記入できる欄を設けてある。	実際にヒヤリハットの記入はないが、今後ヒヤリハット事例集を作成し共通理解を図っていきたい。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている		○		職員が研修へ参加できるようにする。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○			職員間での周知徹底は行っているが、現在、身体拘束が必要である利用児がいないうえ、児童発達支援計画への記載はない。